

毎月勤労統計調査

【実施機関】

千葉県総合企画部統計課（厚生労働省）

【調査時期】

毎月末日

【調査概要】

（目的）

常用労働者5人以上の事業所の雇用、給与及び労働時間について、全国調査にあってはその全国の変動を、地方調査にあってはその都道府県別の変動を毎月明らかにし、労働政策等の基礎資料を得ることを目的とします。

（主な内容）

労働者数、出勤日数、実労働時間数、現金給与総額

（調査対象）

日本標準産業分類の鉱業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、運輸・通信業、卸売・小売業、飲食店、金融・保険業、不動産業及びサービス業（家事サービス業及び外国公務を除く。）に属する事業所のうち、常用労働者5人以上雇用するものであって、厚生労働大臣が指定した事業所。

（調査方法）

県直接による配布、収集

（公表時期）

「毎月勤労統計調査結果月報」は、3ヵ月後に公表。

「毎月勤労統計調査年報」は、その翌年の7月ごろ発行。

（公表方法）

刊行物及びホームページに一部掲載